

防災週間 8月30日から9月5日まで

この機会に是非防災について考え、取り組みを始めてみましょう

家具の置き方の工夫

大地震が発生したときには「家具は必ず倒れるもの」と考え、壁に固定するなどの転倒防止対策を講じる必要があります。

また、家具は倒れる向きを考えて配置し、倒れた時に入出口をふさがらないよう、工夫しましょう。



食料・飲料 生活必需品の備蓄

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備え、備蓄しておきましょう。

- ・食料や水 × 家族分
(最低3日分、できれば1週間分)
- ・生活必需品(ティッシュ、トイレトーパー、ラップ、ゴミ袋、ポリタンク、携帯トイレなど)



非常用持ち出し袋の準備

非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐ持ち出せるようにしましょう。

- ・水(1人1日3ℓが目安)、食料(最低3日分の用意)、懐中電灯、防災用ヘルメット、衣類、下着、タオル、常備薬など



避難場所や避難経路の確認

自治体のホームページや国土交通省ハザードマップポータルサイトなどから防災マップやハザードマップを入手し、避難場所、避難経路を事前に確認しておきましょう。

※災害の種類によって安全な避難場所が異なります。



家族の安否確認方法の確認

災害時には携帯電話がつかないに近く、連絡が取れない場合もあります。日頃から安否確認の方法や集合場所などを、事前に話し合っておきましょう。

- ・災害用伝言ダイヤル「171」
 - ・災害用伝言版
- などのサービスを利用しましょう。



江戸川

9月号

幸手警察署

吉田駐在所

TEL 48-1598

秋の全国交通安全運動

9月21日(月)から

9月30日(水)まで

人も車も自転車も
安心安全・埼玉県



生活道路の自動車の法定速度の引き下げ!

令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が60km/h から30km/hに引き下げられます。

なお、道路標識又は道路標示による中央線又は車線通行帯が設けられている一般道路などの道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです。

従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従って下さい。

侵入窃盗に注意!



特殊詐欺対策を!

特殊詐欺グループの犯人は録音される事を嫌がります。在宅中でも留守番の設定にして下さい。

また、ナンバーディスプレイサービスを利用し、心当たりのない電話は出ないことも効果的です。

県警メールマガジンを含む5つの犯罪・防犯情報メールの登録はこちらから↓↓↓

